

令和6年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278,477千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 収 入		千円 581	千円 95	千円 676
	1 預 金 利 子	171	95	266
歳 入 合 計		278,382	95	278,477

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円 278,382	千円 95	千円 278,477
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	278,382	95	278,477
歳 出 合 計		278,382	95	278,477